

新学習指導要領下における中・高等学校労働法カリキュラムの検討

鈴木 隆弘 (高千穂大学)

1. はじめに

発表者は、これまで労働法教育の観点から、中・高等学校労働法教育カリキュラムについて検討してきた。本発表では、これまで行ってきた現行学習指導要領下の労働法教育カリキュラム研究成果を元に、平成29年・30年改定学習指導要領における労働法教育カリキュラムの特徴及び変化について分析・報告する。

2. 現行学習指導要領における労働法教育カリキュラムの特徴

現行学習指導要領下における高等学校労働法カリキュラムは以下の通りである。(図1)

本カリキュラム体系下では、社会科・公民科は、内容が網羅的で「働く個人」ができてにくいこと、家庭科は個人・家庭のライフサイクルという視点が強く、現実の対応策が見えにくいこと、保健体育科も同様に現実の対応策が見にくく、教師による支援が必須となる。また、中

普通科		専門科	総合高校
教科	内容	「ビジネス基礎」	「産業社会と人間」
公民科	労働三法について、労働問題について		
家庭科	青年期、男女好機会均等法		
保健体育科	労働災害、職場における健康・安全		
特別活動		総合的な学習の時間	

学校社会科と高等学校との接続において、**図1 現行学習指導要領下の高等学校労働法カリキュラム** 学校段階の上昇に伴い内容が詳細になるにも関わらず、教科内・教科間の連携が不十分となっている。このため、労働法に関する内容を生徒自らが統合する必要があるという問題を抱えている。

3. 新学習指導要領（における労働法教育カリキュラムの特徴

新学習指導要領における労働法教育カリキュラムの変更点は、①地理歴史科新設科目「歴史総合」「日本史探究」「世界史探究」の歴史系全科目に近代化と労働について考える内容が盛り込まれたこと、「世界史探究」にAIと労働の在り方について考える単元が追加されたことがあげられる。また、②公民科においては新科目「公共」において、雇用と労働問題において「仕事と生活の調和という観点から労働保護立法についても扱うこと」とされた一方、「政治・経済」では、現代日本の諸課題における探究課題が「多様な働き方・生き方を可能にする社会」「産業構造の変化と起業」となっており、現行学習指導要領における「雇用と労働を巡る問題」「産業構造の変化と中小企業」という課題から変化が生じていることがあげられる。また、専門教科においては、③農業科・水産科などの科目に新たに労働に関する教育内容が盛り込まれたことがあげられる。

以上のような変更が、労働法教育カリキュラムにどのような変化をもたらすのかについて、発表では検討し、報告する。

まとめとして、労働法カリキュラムには、学習指導要領改訂間におけるワークライフバランス（生活と仕事の調和）の広がりに伴う変化、働き方改革に代表される上からの労働改革の変化が見られること、一方で、AIへの対応など、労働問題をより個人の問題とみなす傾向が内容上は強まっていることなどを示す。